

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月16日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第57号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項中「都市緑地保全法第3条第1項」を「都市緑地法第12条第1項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同表備考各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同備考第2号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改め、同備考第9号中「美観地区若しくは」を削り、同備考第14号中「都市緑地保全法第3条第1項」を「都市緑地法第12条第1項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同備考に次のように加える。

(15) 景観法第61条第1項の規定により定められた景観地区

附 則

この規則は、平成16年12月17日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1備考第2号の改正規定 平成17年4月1日
- (2) 別表第1備考第9号の改正規定及び同備考に1号を加える改正規定 景観法附則ただし書に規定する日

(環境局環境政策部環境管理課)